



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	近世ドイツにおける郵便レガーリア：帝国郵便とブランデンブルグ郵便
Author(s)	山本, 文彦
Citation	西洋史論集, 10, 44-60
Issue Date	2007-04-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37473
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_44-60.pdf



近世ドイツにおける郵便レガリア

— 帝国郵便とブランデンブルク郵便 —

山 本 文 彦

はじめに

「すべての選帝侯、諸侯、等族は、旧くからの権利、特権、自由、特許、聖俗のことがらにおける領邦高権、支配権、レガリアを本和議の効力により、何人からも、またいかなる口実によつても、乱されることはない。」⁽¹⁾

この一六四八年のヴェストファーレン条約（オスナブリュック条約）第八条一項は、神聖ローマ帝国が事実上崩壊し、領邦国家が「主権」を持つことを認めた条文としてしばしば引用される箇所であり、よく知られている部分である。

ここで選帝侯以下の帝国等族に認められた諸権利や領邦高権は、実質的には、一六四八年までそれぞれの支配地において行使されてきた諸々の権利を指し、それは国家の支配権に相当するものであると言うことができる。そのため、一九世紀以来、このヴェストファーレン条約は、領邦に「主権」を認めたものと理解されてきた。しかし現在に

おいては、帝国等族はこうした権利を神聖ローマ帝国の国制の枠の中で、皇帝および帝国との関係の中で行使したのであり、その意味においてこれらを「主権」とみなすべきではないと理解されている。

しかし近世のドイツにおいて、後に「主権」とみなされるような支配権が、実際にどのように行使されていたのかを問うことは、当時の神聖ローマ帝国の政治構造を理解する上で重要である。そのための材料として、本稿では郵便レガリアを取り上げようと思う。その理由は、この郵便レガリアが、近世において初めて現れた権利であるという点にある。前述のオスナブリュック条約第八条一項は、権利の具体的な中身を述べていないが、ここで認められた「旧くからの権利」等はいずれもすでに中世以来の長い慣習や伝統の中で、領邦において行使されてきたものであり、その由来や具体的中身を問うことは難しい。しかし郵便レガリアは、近世において初めて現れたものであり、講和会議の席上でも、郵便レガリアの帰属を明記することを求める意見が提出されたが、郵便は戦争の原因と直接関係していないと

いう理由で、審議項目から除外され、次の帝国議会に申し送られたいわゆる一三個の「未決事項」(オスナブリュック条約第八条三項)の中にも含まれなかった。郵便レガリーアは、一六世紀後半以降、帝国議会等で散発的に議論されてはいるが、一六四八年以前には正式な議論の対象となっていない。皇帝と帝国等族が、かかる郵便レガリーアを実際にどのように行使したのかという問題は、まさにこの時代の両者の関係を如実に映し出していると考えることができる。また、郵便という通信・輸送手段を持つことの重要性は、現在多くの国々が独自の郵便組織を持ち、またこれを国営事業として営んでいたことからもうかがい知ることができる。近世ドイツの支配権の実態を考える材料の一つとして、郵便の問題が適当であると考えられる理由である。

本稿ではまず、ドイツにおける郵便の始まりと帝国郵便の概要を述べた後、郵便レガリーアをめぐる理論的根拠の問題に触れたいと思う。しかし本稿の主眼は、実際に郵便レガリーアがどのように行使されたのかを明らかにすることを通じて、近世ドイツにおける支配権の実態の一端を検討することにある。その際の事例として、ブランデンブルク選帝侯を中心に北ドイツの諸侯を取り上げたいと思う。ブランデンブルク選帝侯の領邦郵便は、最も早く国営化した領邦郵便であり、他の領邦郵便のモデルとなったものである。また、郵便はその事業の性格から、領邦内で完結するものではない。ブランデンブルク選帝侯領の周辺の北ドイツの領邦郵便は、領邦郵便相互の問題を考える上で重要な題材であり、この当時の領邦間の関係の一端を知ることにもなると思われる。

注

(1) K. Zeumer, *Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Reichsverfassung, Teil 2*, Neudruck 1987 Aalen, S. 416.

(一) 一六、一七世紀における帝国郵便の展開

まず最初に、郵便と同時代の他の通信・輸送手段の相違に触れておかなければならない。郵便はリレー方式で宿駅毎に馬と配達夫を交代し、昼夜兼行で輸送にあたったが、他の手段との決定的な相違として、次の二点をあげることができる。一つは、利用が一般に開放されていることである。郵便料金を支払うことにより、誰でも利用することができた。二つめは、定期的であることである。配達夫が各宿駅を発着する時間は事前に定められていた。郵便を営むためには、郵便路線上に一定の間隔で宿駅を設置し、そこに交代用の馬と人を常に用意しなければならなかった。こうした郵便はドイツでは、一五世紀末、北イタリア出身のタクシス家によって始められた¹⁾。タクシス家はハブスブルク家と郵便協定を結び、宮廷の郵便長官に就くとともに補助金を受け取り、ブリュッセル―インスブルック間に郵便路線を敷設した。このインスブルック―ブリュッセル路線は、後に經由地はしばしば変更されるものの、タクシス家の郵便の幹線と言うことができる。一六世紀前半のカール五世の時代に、タクシス家の郵便は路線を大いに拡大し、一六世紀半ばには、ローマまで延びるとともに、各地からさらに路線が分かれ、郵便路線網とも呼べる状況にいたっている。例

えば、インスブルックからはザルツブルクを経由してウィーンまでの路線が、アウクスブルクからはレーゲンスブルクを経由してプラハまでの路線が、ラインハウゼンからはシュトラスブルクを経由してヴォルムスとフランクフルトの都市飛脚と接続し、ブリュッセルからはロンドンおよびマドリッドへ接続した。

一六世紀後半にいたるまで、タクシス家はハプスブルク家と郵便協定を結び、ハプスブルク家の支配領域における郵便長官として、郵便を運営していた。その際、帝国の郵便長官であるのか、皇帝の郵便長官であるのか、あるいはハプスブルク家の郵便長官であるのかは曖昧であり、帝国等族の多くは、ブリュッセルに本拠地を置くイタリア出身のタクシス家が、皇帝と協定を結んで帝国内で郵便を営んでいると理解していた。このあたりのタクシス家の曖昧な立場が露呈したのが、一五七七年だった。この一五七七年から九七年の期間は、郵便史においては「郵便改革の時代」と呼ばれるが、スペインの国家財政の破綻により、タクシス家に対する補助金が途絶えるとともに、ネーデルラントの蜂起によってブリュッセルのタクシス家の財産が没収されたこと²によって、タクシス家の郵便が機能不全に陥った時代であった。

機能停止に追い込まれたドイツ国内の郵便を再建するために、皇帝ルドルフ二世は委員を任命し、ストライキを起こした宿駅長との折衝にあたらせるとともに、新たに帝国の郵便を統括する人物を具体的に探した。この新たな郵便長官は、宿駅長らに未納分の給与を支払うとともに、保証金を設定して今後の給与の支払いを確約することにより、宿駅長と個々に契約を結び直すことが必要だった。さまざまな人

物が候補にあがったが、結果的には、七九年にネーデルラントの郵便長官に復職し、断続的に再開されたスペインからの補助金を手にしたタクシス家のレオンハルトが、帝国内の郵便を任されることになる。一五九五年六月、皇帝ルドルフ二世は一五五七年のスペイン王フェリペ二世によるレオンハルトのネーデルラントの郵便長官任命を確認し、彼を帝国における郵便長官 (Generaloberpostmeister) とする文書を発給した。² さらに翌九六年九月、ルドルフ二世は、帝国内の全ての郵便事業をレオンハルトに委ね、帝国等族に対してレオンハルトを帝国とネーデルラントの郵便長官として承認することを命じている。³ 九七年一月、皇帝ルドルフ二世は「抜け飛脚」 (Nebenbote) および「肉屋郵便」 (Metzgerpost) の活動を禁じる命令書の中で、帝国内の郵便事業は皇帝レガリアであると表明した。⁴ これをもって「帝国郵便」の成立と考えることができる。

一六一一年、郵便長官にレオンハルトの息子ラモラルが就任し、翌一二年、ルドルフ二世の死後皇帝に即位したマティアスによっても承認された。このようにタクシス家は、帝国郵便長官職を継承することに成功したが、ラモラルはさらにこれをタクシス家に永続的に確保するために、一四年、皇帝に郵便長官職を帝国レーエンとして授与することを懇願し、翌一五年七月、皇帝マティアスはこれを帝国世襲レーエンとしてタクシス家に授与した。⁵ さらに同文書は、郵便長官職を帝国書記局に属させて、マインツ選帝侯の監督下におくとともに、新たな路線の開設および既設路線の維持、さらに皇帝、帝国書記長、帝国副書記長、帝国宮廷顧問官等の手紙の無料配送をタクシス家に義務づ

けた。しかし同時に同文書は、ハプスブルク家の世襲領をタクシス家の帝国郵便の管轄から除外した。このタクシス家への授封は、皇帝には、援助金等の支払い義務からの解放をもたらし、一方タクシス家には、郵便における営業の独占権および郵便業務に関わる人事権、裁判権、収益権などをもたらした。しかしながら同文書が規定したハプスブルク世襲領の除外は、この後タクシス家の帝国郵便に大きな影響を及ぼすとともに、領邦郵便の成立に格好の口実を与えることになるのである。

こうした一七世紀初めまでのタクシス家の郵便路線網は、南ドイツからライン地域に偏り、北ドイツには全く達していなかった。この北ドイツへ進出するのは、タクシス家が帝国郵便長官職を世襲レーエンとして授与された一六一五年以降のことだった。フランクフルト・フルト・エアフルト・ライプツィヒ路線を敷設するとともに、フランクフルト・ケルン・ハンブルク路線を敷設し、また授封の際に義務づけられた新路線(ケルン・フランクフルト・ニュルンベルク・プラハ)の敷設も同年末には完成した。帝国郵便はこの時点で、フランクフルトを中継地点として、ドイツを東西と南北に結ぶ郵便路線の敷設に成功したと言えることができる。このように一六一五年の授封をきっかけに、帝国郵便はその路線をドイツ全体に拡大したが、しかしこの直後の一六一八年に始まった三十年戦争が、これらの路線に甚大な被害を与え、帝国郵便路線は一時全て麻痺した。

しかし四四年に始まった講和会議をきっかけに帝国郵便は再建されることになる。講和会議開催地のミュンスターとオスナブリュックに

は、この時点ではまだ郵便路線が敷設されていなかった。そのため、会議の準備を任された帝国宮廷顧問官クレーネは、四三年六月、ミュンスターとオスナブリュックを経由するハンブルク・ケルンの郵便路線の敷設を帝国郵便に要請している。この路線の敷設を中心に、帝国郵便は活発な活動を展開し、北ドイツにおいて路線の拡大に成功する。⁶⁾

こうして三十年戦争の末期において、講和会議の開催をきっかけにして、帝国郵便の路線は拡大した。プロテスタントの有力諸侯も講和会議の必要上、当初は帝国郵便の活動を容認し、これを利用する傾向にあった。こうした状況の中で行われた講和交渉において、プロテスタント等族は郵便レガリーアに関する条文を入れることを求めたが、郵便の問題は戦争の原因ではなく、講和会議の対象とはならないという理由により退けられた。皇帝は、この講和交渉の中で、自らの郵便レガリーアが害されないように配慮し、マインツやケルン選帝侯をはじめとする他の帝国等族の支持を得ることに成功した。結局、ヴェストファーレン条約は、郵便レガリーアには全く触れていない。ヴェストファーレン条約の中で、郵便に触れているのは、戦後の商業の再活性化のために、法外な郵便料金を禁じたオスナブリュック条約第九条一項のみである。すでに述べたように、帝国等族に認めた諸権利を規定した第八条一項および二項、次に開催される帝国議会への申し送り事項を記した同条三項も触れていない。結局、帝国等族はこの第八条が、領邦高権を認めたことによつて、条文中明示されないものの、領邦独自の郵便が認められたと理解した。しかしこの第八条一項は、従

来から帝国等族が有していた諸権利を認めたのであり、郵便が従来から行使されていた権利なのかは曖昧である。これは、三十年戦争という長期間に及んだ戦争が、この問題を長い間未決定のまま放置した結果とすることができる。タクシス家による帝国郵便の確立は、戦争直前の出来事であり、また領邦において独自の郵便が本格的に営まれ始めたのも、多くの場合、この戦争中のことだった。条約に明示されないことにより、皇帝の思惑と帝国等族、とりわけプロテスタント等族の思惑がずれたまま、四八年以降の時代を迎えることになる。さらに、四九年一二月、皇帝フェルディナント三世は帝国郵便長官ラモラルに対して、戦争中に損害を受けた郵便路線の復旧および拡充を指示し、帝国内において、特にオーバーザクセン、ニーダーザクセン、ヴェストファーレンの三クライスに宿駅を設置し、宿駅長を任命することを命じた。また帝国等族に対しては、領邦内に郵便長官が宿駅を設置することを承認し、宿駅が持つ特権、特免、用益権を侵害しないように要請している。^② こうして帝国郵便と領邦郵便の関係は、未決定のまま一七世紀後半を迎えることになった。

註

- (1) タクシス家の郵便に関しては、渋谷聡「広域情報伝達システムの展開とトゥルン・ウンツ・タクシス家」前川和也編著『コミュニケーションの社会史』ミネルヴァ書房、二〇〇一年所収および拙稿「近世ドイツにおける帝国郵便」高田実・鶴島博和編著『歴史の誕生とアイデンティティ』日本経済評論社、二〇〇五年所収を参照。

- (2) M. Dallmeier (Bearb.), Quellen zur Geschichte des europäischen Postwesens 1501-1806, Teil II, Urkunden-Regesten, Kalminz 1977, Nr. 83, 84 (以下 Urkunden-Regesten).
- (3) Urkunden-Regesten, Nr. 103.
- (4) Urkunden-Regesten, Nr. 124.
- (5) Urkunden-Regesten, Nr. 173, 174, 188.
- (6) この時期の帝国郵便の路線の拡大については、W. Fleimann, Postverbindungen für den Westfälischen Friedenskongress 1643-1648, in: Beiträge zur Geschichte der Post in Westfalen 1969; ders., Postverbindungen für den Westfälischen Friedenskongress 1643 bis 1648, in: Archiv für Deutsche Postgeschichte (1972); 渋谷前掲書「六二一〜六五頁参照」。
- (7) Urkunden-Regesten, Nr. 289.

(二) 郵便レガリアの理論的根拠^①

ローマ法的なレガリア理解によれば、全てのレガリアは基本的には皇帝に属し、帝国等族によるその行使は、特別な認可あるいは古くからの伝統によって認められるものだった。こうした理解に従えば、帝国等族が持つ全ての支配権は、皇帝に由来することになるが、一六世紀の段階ですでに本来は皇帝に属したレガリアのほとんどは、実際には帝国等族の手にあった。その一例としては、一三五六年の金印勅書で、塩、ユダヤ人税、関税、貨幣鑄造権が選帝侯に与えられていることを指摘すれば十分であろう。

しかし既に述べたように、一六世紀後半に新たに誕生した郵便に関しては、これがそもそも皇帝に属すレガリアなのか、あるいは帝国

等族がそれぞれの領地において行使することができるとの権利なのか、法的に全く未定な状態にあった。皇帝がこれをレガリーアと宣言したのが、一五九七年のことであり、これ以降この郵便レガリーアの帰属をめぐって、法学者たちによるさまざまな議論が展開されることになる。近世ドイツの大学の法学部では、この郵便レガリーアの問題が、レガリーアについての格好の教材としてしばしば利用され、多くの論文が発表されている。

こうした議論の全般的な傾向だけ述べれば、郵便レガリーアが皇帝に属す根拠として主に次の三点が示されている。一つはローマ法的根拠。ローマ帝国のクルス・プブリクス (cursus publicus) にさかのぼり、ローマ皇帝の継承者である皇帝は、この郵便を排他的に行う権利を持つと主張する。二つめは帝国の安全の観点。皇帝は帝国の安全を保つために帝国内で起きているあらゆる事件を知る必要があり、そのために郵便が必要であるとする。三つめは国民経済的な観点。地域的に限定された領邦郵便よりも帝国郵便の方が維持費も郵便料金も安く、帝国全土に路線を持つ帝国郵便は、人々の欲求に最もかなったものであると主張している。

他方帝国等族の側では、皇帝から帝国等族に郵便レガリーアが与えられたとみなすことのできる事例 (一五四二年帝国議会最終決定四五条・一五七〇年帝国議会選帝侯具申・一六四一年帝国議会最終決定九三条・一六五八年レオポルト一世選挙協約三五条) を指摘し、郵便を領邦高権と理解し、ヴェストファーレン条約で領邦高権が認められたことにより、領邦郵便もまた認められたと解釈した。さらに、皇帝自身

がそのハプスブルク家の世襲領においてオーストリア宮廷郵便を持ち、帝国郵便をその領内に認めていないことも、領邦郵便を正当化する根拠として頻繁に指摘された。また一八世紀になると、郵便を領邦高権に基づくポリツアイ事項の中に入れ、帝国郵便を受け容れることや領邦郵便を設置することは、領邦君主に委ねられていると論じている。

このように両者の主張が異なる中で、問題の解決を委ねられていた帝国議会では、この問題で合意に達することはなく、結局、この問題は帝国の終わりまで決着が付かなかった。しかし実際には帝国郵便と領邦郵便は、一七世紀以降それぞれ活動を展開している。その際、郵便レガリーアの問題はどのように処理されていたのだろうか。その具体例としてブランデンブルクの事例を見てみたいと思う。

註

- (1) 郵便レガリーアに関する文献としては、次のものを利用した。
H.-J. Altmannspeger, Die rechtlichen Gesichtspunkte des Streites um das Postregal in den Schriften des 17. und 18. Jahrhunderts, Diss iur., Frankfurt 1954; H. Hellmuth, Der Kampf des Kaisers mit den Ständen des Deutschen Reichs um das Postregal im siebzehnten und achtzehnten Jahrhundert, in: Archiv für Post und Telegraphie, 45 (1926); H.-W. Waitz, Die Entwicklung des Begriffs der Regalien unter besonderer Berücksichtigung des Postregals vom Ende des 16. bis zur ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts, Frankfurt am Main 1939.

(三) 一七世紀における領邦郵便の展開

ブランデンブルクは、先に述べたように、最も早く郵便を国営化し、他の領邦郵便のモデルとなった領邦である。飛脚 (Boie) は、一六世紀半ばに、選帝侯の宮廷の中に一部門として制度化されたといわれており、一六一四年には「飛脚条令 (Botenordnung)」^①が出され、二四名の飛脚が任命されたことが知られている。この一六一四年に選帝侯は、クサンテン条約によりユーリツヒークレーヴェを相続し、ブランデンブルクとこのライン下流域の西部諸邦との間に何らかの通信手段を持つ必要に迫られた。^②しかしこの二つの所領の間に位置するブラウンシュヴァイク・リューネブルク公は、ブランデンブルクの飛脚が領内を通行することを許さなかった。そのためベルリンからクレーヴェは、アムステルダムを経由する遠回りなルートで結ばざるを得なかった。すなわちベルリンからハンブルクは、ブランデンブルクの飛脚を、ハンブルクからアムステルダムは、ハンブルクの都市飛脚を、アムステルダムからクレーヴェは、再び飛脚を用いたのである。この状態は、一六四五年まで続き、西部諸邦とブランデンブルク間に郵便路線を敷設する計画が本格化するのには、選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムがクレーヴェに長期滞在する一六四六年秋のことである。

クレーヴェに出発する直前の四六年四月、選帝侯は、ケーニヒスベルク・ベルリンに郵便路線を敷設することをケーニヒスベルクの飛脚頭 (Botenmeister) のノイマン (Martin Neumann) に命じている。ノイマンはこの路線の敷設に成功し、ベルリンの枢密参議会の監督と指

示の下で、週二便稼働させた。この路線は、帝国の領外であるプロイセン公領に属し、帝国郵便の管轄外だったこともあり、帝国郵便からの特別な反応はなかった。^③この路線は、帝国領外であるとはいえ、ブランデンブルク選帝侯領における事実上最初の郵便路線と考えることができる。

翌四七年初めから四八年の年末頃まで、選帝侯と帝国郵便の間で、ブランデンブルク領内に帝国郵便路線を敷設する交渉が行われている。四七年二月の選帝侯からタクシス宛の書簡から、次のことを知ることができる。^④クレーヴェ滞在中の選帝侯の下に、隣接するレルモント (Roermond) の帝国郵便の郵便局長ドゥルケン (Goswin Dulken) が、帝国郵便長官の使節として訪れ、選帝侯の顧問たちに口頭で、ケルン (シュペレー川) ーオスナブリュック・ミュンスターークレーヴェの郵便路線の敷設を提案した。これに対して選帝侯は、この提案を歓迎する姿勢を見せながら、路線の許可にあたり次の四つの条件を付けた。①路線をダンツィヒまで延伸すること、②選帝侯の宮廷および諸官庁の公文書の郵便料金の無料化、③ブランデンブルク領内で飛脚として活動している者たちをしかるべき給与で雇用すること、④郵便が領邦君主のレガリアに属すことを承認すること。①②③の条件は、他の領邦においてもしばしば主張された内容でもあり、帝国郵便はこれを受け入れることはできた。しかし④を認めることはできなかった。これは事実上、皇帝の郵便レガリアの否定を意味しているからである。交渉は結局このレガリアの問題で決裂し、帝国郵便の計画は失敗に終わった。^⑤この決裂後、選帝侯は、四九年四月にノイマ

ンが提案したベルリン―クレーヴエ路線案を採用し、同年七月にノイマンを郵便長官 (Postgeneralat) に任じ、彼にこの路線を週二便維持することを義務づけている。またこの任命の文書の中で、郵便は国営事業であり、その最高指揮権は選帝侯にあることが述べられており、これをもってブランデンブルクの国営郵便 (Staatspost) が成立したと理解されている⁽⁶⁾。また、五一年一二月の枢密参議会改組令により、郵便は、枢密参議会の第一四部局となり、マティアス (Michael Matthias) が、これを担当した⁽⁷⁾。四九年にノイマンによって敷設された郵便路線は、ケーニヒスベルク―ベルリン線と接続し、クレーヴエ―ケーニヒスベルクを一〇日、クレーヴエ―ベルリンを六日で結んだ。

これに対し帝国郵便は、一六四九年一二月の皇帝の命令書 (Majestät) を活用して、反領邦郵便策を展開し、以後一六六六年まで両者の間で交渉が続くことになる。

この交渉の最初の段階は一六五一―五三年である。一六四九年の皇帝の命令書に従って、帝国郵便は北ドイツへの路線の拡大に努めていた。その際、重要路線として特に重点が置かれたのが、ニュルンベルク―ハンブルク路線であった。この敷設計画が本格化した一六五一年以降、この路線に関係するブランデンブルク選帝侯を始め、ザクセン選帝侯、ブラウンシュヴァイク公らと皇帝およびタクシス家との間で交渉が繰り返されることになる。まず帝国郵便が、前述の諸侯らに路線敷設への協力を要請したが、いずれからも断られた⁽⁸⁾。そのため帝国郵便は、個別の交渉を続けるとともに、皇帝と帝国宮内法院に協力を要請し、皇帝は、諸侯らに協力要請の書簡を送っている。しかし諸

侯らの同意を得ることはできなかった。ブランデンブルク選帝侯は、五一年七月に皇帝に返書を送り、領邦郵便は自らのレガリーアに属することを明確に述べるとともに、皇帝が世襲領において帝国郵便を認めていないことを指摘している。同じように、ザクセン選帝侯も同年六月に届いた皇帝からの協力要請に拒否の返書を送っている⁽⁹⁾。一方、帝国宮内法院は、五三年にレーゲンスブルクで開催が予定されていた帝国議会において、ブランデンブルク選帝侯に領邦郵便の中止を勧告することを皇帝に上申した。またタクシスは、帝国議会の場で、郵便問題におけるこの間の不満を直接ブランデンブルク選帝侯に伝えることを企てていた。しかしながらこの五三年の帝国議会において、皇帝は結局この郵便問題を取り上げることにはなかった。なぜならこの時、皇帝の懸案の事項は国王選挙問題であり、皇帝はこの問題のために、選帝侯、特にブランデンブルク選帝侯との不意な争いを避けなければならなかったからである。この国王選挙問題は、ヴェストファーレン条約 (オスナブリュック条約第八条三項) で未決定な問題として先送りされていた。そのため皇帝は、ヴェストファーレン条約後最初の開催となる帝国議会がこの問題を協議する前に、すなわち予定されていたレーゲンスブルク帝国議会の開催前に、まず息子のフェルディナント四世の国王選挙を実現し、ハプスブルク家への皇帝位の継承を事実上確保することをねらったのである。このフェルディナント四世の国王選挙は、帝国議会の開会を何度か延期することで、五三年五月三一日にアウクスブルクで実現した。しかしこの国王選挙問題はこれで終わりではなかった。フェルディナント四世は、翌五四年に重病を

悪い、同年七月に死去したのである。このため国王選挙問題は、帝国議会開催中も皇帝にとって依然として大きな問題であり続けた。^⑤結局、五四年五月のいわゆる「最後の帝国最終決定」をもって閉会したこの帝国議会は、ブランデンブルクの郵便問題に何も触れずに終わったのだった。

この五四年からレオポルト一世が皇帝の位に就く五八年まで、帝国郵便とブランデンブルクの交渉は一時中断している。これはもっぱら帝国郵便の側の事情によるものだった。この時期の帝国郵便は、オーストリア宮廷郵便を営んでいたパル家と「帝国宮廷郵便長官職」(Reichshofpostmeisteramt)をめぐって激しく争い、ブランデンブルクの問題に手が回らなかった。^⑥そのためこの時期は、ブランデンブルクにとって、郵便路線の格好の拡大期でもあった。特に領外への郵便路線の拡充に努め、ザクセン選帝侯の協力を得て、ドレスデンとライプツィヒに郵便局を設置し、一六五三年にベルリンとドレスデンおよび一六五八年にベルリンとライプツィヒ路線を敷設している。特にベルリンとライプツィヒ路線は、ライプツィヒからザクセン選帝侯の郵便によって、さらにレーゲンスブルクに接続した。これにより帝国郵便を使わずに、帝国議会開催都市レーゲンスブルクとの通信ルートを確保することになった。^⑦このようにこの頃、北ドイツの有力諸侯、ブランデンブルク、ザクセンとブラウンシュヴァイクが、郵便問題で相互に協力しつつ、領邦郵便を整備する姿を見ることがができる。例えば、ザクセン選帝侯は、五一年にライプツィヒに郵便局を設置して領邦郵便の創設を図り、翌五二年、一六一六年以来許していた同地にお

ける帝国郵便の郵便局長の活動を禁じ、領内から帝国郵便を排除することに成功した。さらに五九年には、ブラウンシュヴァイクの協力を得て、ライプツィヒとハンブルク路線を敷設し、六一年に郵便条令を発して、郵便を領邦レガリアと宣言するとともに、ザクセン選帝侯領内における他の一切の郵便活動を禁じ、領邦郵便の営業の独占権を確保するとともに、郵便長官のミュールバッハ(Christoph Mühlbach)に領邦郵便の監督権を与えた。^⑧一方、ブラウンシュヴァイクは、これまでは三公家それぞれが独自の郵便政策を展開していたが、この頃に帝国郵便から自立を図り始めている。例えば、ブラウンシュヴァイクⅡツェレ公は、五三年から帝国郵便によって運営され、大きな収益をあげていたブラウンシュヴァイクとツェレリューネブルクとハンブルクの郵便馬車路線(ドイツで最初の郵便馬車路線)を自らの管理下に置くことを企て、五九年に郵便馬車の御者を拘禁し、領内から追放している。またこの五九年には、ブラウンシュヴァイク三公家共通の郵便条令を初めて發布し、本格的な領邦郵便政策を展開することになる。また、ヘッセンⅡカッセル方伯も五八年に領内から帝国郵便を締め出し、カッセル市民のベディッカー(Reinhard Bödicker)に委ねている。

こうした北ドイツにおける領邦郵便の発展は、一六五八年レオポルト一世の国王選挙によって転機を迎えることになる。五八年七月のレオポルト一世の選挙協約は、帝国郵便長官に対して、帝国の臣民ではない者を郵便局長として選帝侯や帝国等族に強要しないこと、安価で適正な郵便料金で輸送することを規定し、当時の帝国郵便に対す

る批判に対処する一方で、郵便は皇帝レガリアであり、皇帝は帝国郵便を保護する義務を負うことを規定している。しかしその一方でさらに、三五条では、帝国郵便はオーストリア宮廷郵便の権限を侵害してはならないと規定し、オーストリア宮廷郵便を保護している。この選挙協約の交渉において、ブランデンブルク選帝侯は、領邦の郵便レガリアの明記を望んだが叶わなかった。しかし選帝侯の協議の中で、三五条のオーストリア宮廷郵便の規定が、*pars pro toto*（全体に代わる部分）とみなされ、オーストリア宮廷郵便に認められた権利は、全ての選帝侯および帝国等族にも適用されると解釈されたのだ。すなわち、選帝侯および帝国等族は、自らの自由な判断でタクシス家と交渉することができ、また自らの権限で何人にも邪魔されることなく、領邦郵便を営むことができると解釈したのである。⁽¹⁷⁾ ここにおいても法文上の規定とその解釈のずれを見ることが出来る。このずれを現実においてどのように処理するかが、この五八年以降の交渉であり、六六年の皇帝によるブランデンブルクの領邦郵便の正式な承認までが、第二の交渉期である。

交渉再開の契機となったのは、帝国郵便からの苦情申し立てだった。帝国郵便は、まず五八年に、一方的に帝国郵便を領内から排除したヘッセン・カッセル方伯について、また五九年には、前述したブラウンシュヴァイク・ツェレ公の實力行使について、帝国宮内法院に苦情を申し立てた。帝国郵便は、こうした行動の背後で、ブランデンブルクが糸を引いていることを疑っていた。その上、帝国郵便は、ヘッセン・カッセル、ブラウンシュヴァイク・リューネブルク、ブランデ

ンブルク、スウェーデンが、五八年末にヒルデスハイムで反帝国郵便政策を協議したという情報を入手していた。⁽¹⁸⁾ こうした苦情に対して帝国宮内法院は、これらの北ドイツの諸侯等に文書で警告するよう皇帝に具申を提出している。皇帝は、五九年一二月、ブランデンブルク選帝侯、ブラウンシュヴァイク公とヘッセン方伯に書簡を送り、領邦郵便の廃止と皇帝の郵便レガリアへの干渉を直ちに止めることを要求した。さらに皇帝は、ベルリンに使節を派遣し、ブランデンブルク選帝侯との交渉に当たらせている。⁽¹⁹⁾

ベルリンにおける皇帝使節との交渉の後、選帝侯は六〇年四月、皇帝にかなり強い調子の書簡を送り、この件で帝国郵便と交渉する意志がないこと、もし帝国郵便が何らかの實力行使にでた場合には対抗手段を執ることを伝えたとともに、皇帝が世襲領を帝国郵便の管轄から外していることを改めて指摘し、領邦郵便の廃止要求を明確に拒否している。⁽²⁰⁾ これに対して皇帝は、六〇年七月、選帝侯に書簡を送っている。⁽²¹⁾ この中で皇帝は、選帝侯および他の帝国等族のレガリアに干渉する考えがないことを述べるとともに、選帝侯領に隣接し、すでに帝国郵便を受け入れている帝国等族に、帝国郵便に敵対する形で、選帝侯が手を貸すことがないように要請した。要するにこの書簡で皇帝は、ブランデンブルクの領邦郵便の是非には全く触れず、ただ隣接する諸侯への協力を止めることを求めたと言いうことができる。⁽²²⁾ この六〇年七月の書簡には、五九年一二月の書簡にあった領邦郵便の廃止の要求が欠落しており、皇帝の姿勢がやや軟化し譲歩に傾いたと見ることが出来る。こうした変化の背景を明らかにする手がかりは、今のところ

るないが、しかしいくつかの推測は可能である。例えば、皇帝の郵便政策の変化、すなわちブランデンブルクの領邦郵便の廃止を断念し、北ドイツの既存の帝国郵便路線を維持することに政策の重点を移したということ。あるいはまた、ブランデンブルクの離反を誘うことで、北ドイツの諸侯等の反帝国郵便同盟的な行動を攪乱することをねらったということ。あるいはまた、選帝侯の強硬な態度に接し、この当時の帝国内外の政治情勢を顧慮して、不用意にブランデンブルク選帝侯との関係を悪化させることは得策ではないと判断したということである。この点に関しては、郵便問題だけでなく、五八年に成立したライオン同盟あるいは対トルコ戦争の問題なども視野に入れた検討が必要である。

この六〇年四月の選帝侯の書簡は、その後さらに帝国書記局を通じて、帝国郵便長官のラモラルに送付された。ラモラルはその返答書を皇帝に提出し、皇帝がそれを選帝侯に送ったことで、事態は新たな展開を迎えることになる。⁽²⁵⁾ この返答書の中でラモラルは、ローマ時代のクルスス・プーブリクスに倣って、郵便レガリアを皇帝のみに属するものとし、ブランデンブルク選帝侯はその領域内で郵便を営む権利を持たず、領邦郵便は郵便事業全体にとって有害であることを指摘している。この返答書に対する選帝侯の反応は激烈だった。選帝侯は六一年一月、皇帝に書簡を送り、この件でこれ以上タクシス家と交渉する意志がないことを伝えるとともに、タクシス家の返答書を粗野で無礼な書簡と非難し、皇帝に対して、このような書簡を今後送らせないようタクシス家を指導し、自制させることを求め、さらに高圧的に、

こうした配慮を皇帝は当然なすべきだと断じている。⁽²⁶⁾

こうした激しいやりとりが行われている中で、帝国宮内法院は、改めて皇帝使節を派遣し、帝国郵便に抵抗を示している北ドイツの諸侯たちと直接交渉する必要性を感じ取っていた。帝国宮内法院は皇帝に使節の派遣を提案し、皇帝は六〇年一月にこれを認めている。⁽²⁶⁾ この使節は、予定より大幅に遅れて、六一年八月に派遣された。⁽²⁶⁾ 使節は、ミュンスター、ブレーメン、ハンブルク、ヴォルフエンビュッテルを訪れ、当地の帝国等族と交渉したが、いずれも失敗に終わり、帝国宮内法院は使節派遣の失敗を悟り、六二年四月、最終目的地だったベルリンへの派遣を中止した。この皇帝使節の派遣は、結果的にこの地域の帝国等族の反帝国郵便同盟的な団結を強めることになった。六二年六月、リューネブルクにおいてニーダーザクセン・クライスのクライス会議が開催された。この会議でブランデンブルク選帝侯は、ブラウンシュヴァイク、リューベックおよびメクレンブルクの協力を得て、帝国郵便に対してクライスとしてまとまって行動することを提案し、クライス会議は次のような決定を行った。「皇帝から郵便に関して他のクライス等族への執行を命じられたならば、その執行を行わないこと。さらに、クライス等族は応分で適切な援助を提供すること」。⁽²⁷⁾ こうして北ドイツ地域の帝国等族は、ブランデンブルク選帝侯のイニシアチブの下、反帝国郵便でまとまったのである。さらに、翌六三年一二月にブラウンシュヴァイクで開催されたニーダーザクセン・クライスのクライス会議では、皇帝への共同書簡が作成され、領邦郵便を守るために武力の行使も辞さないことが述べられている。⁽²⁸⁾

こうした状況の中で、六三年にレーゲンスブルクに召集された帝国議会が、郵便問題にとって重要性を帯びることとなった。ブランデンブルク選帝侯は、この帝国議会で郵便問題を議題にすることを企て、懸案の「永久選挙協約」の中に、帝国等族の郵便レガリーアを保障する条項を入れることを構想した。またこの当時のトルコをめぐる情勢の変化もこの問題に大きな影響を与えていた。ハンガリーへのトルコの攻勢が激しくなり、皇帝にとって今や帝国等族から援助を得ることが焦眉の急となったのである。帝国議会で帝国郵便をめぐる対立が表面化し、対トルコ戦争援助に悪影響を及ぼすことを避けなければならなかった。そのために皇帝が執った手段は、果断だった。それは、皇帝がブランデンブルクの領邦郵便を承認する文書、すなわち「ブランデンブルク選帝侯は、郵便に関しては、完全に自由で、特免されており、何ものにも拘束されず、選帝侯の随意に、郵便を開設することができる」を発給することだった。この文書は、六六年に皇帝の使節の手によって、ブランデンブルク選帝侯に渡され、皇帝は今後、選帝侯領内の郵便を決して妨害しないことが伝えられた。ブランデンブルク領邦郵便は、これによって事実上、皇帝から承認されたと考えることができる。

六六年に皇帝から領邦郵便の承認を得ると、ブランデンブルク選帝侯の郵便政策は変化した。選帝侯はまず、「永久選挙協約」問題から手を引いた。当初の選帝侯の構想にあったように、領邦の郵便レガリーアが選挙協約に規定されると、ブランデンブルク選帝侯以外の帝国等族にも郵便レガリーアが保障されることになる。自らの領邦郵

便が皇帝によって認められた今、選帝侯はこの規定がむしろブランデンブルク郵便の今後の発展に支障を来す危険性があると考えたのである。³⁰⁾さらにまた、ニーダーザクセン・クライスの帝国等族との共同行動からも離れ、帝国郵便への対抗から協調へ政策を転向した。特に一六七〇年代以降、ライン下流域のブランデンブルクの西部諸邦において、帝国郵便路線との接続が進み、両者の関係は好転した。一六九〇年一月、ブランデンブルク郵便と帝国郵便の間で、路線の接続や共同運行に関する協定が結ばれた。³¹⁾

こうしてブランデンブルクと帝国郵便の間で協力体制が築かれつつある一方で、北ドイツの他の領邦においては依然として帝国郵便との対立が続いていた。しかし六七年の初め、帝国郵便との対立による混乱を是正するために、ニーダーザクセン・クライスの等族がヒルデスハイムに集まり、帝国郵便と連携するための条件を話し合った。³²⁾混乱の原因は、主要都市に帝国郵便と領邦郵便の双方の郵便局が併置されていることにあるとして、帝国郵便は、フランクフルト、ブレーメン、ハンブルクに郵便局を構え、ヒルデスハイム、ブラウンシュヴァイク、ハノーファー、カッセルは領邦郵便が担当するとした。また上記三都市の帝国郵便の郵便局長に対して、ツェレ、ハノーファー、ヒルデスハイム、ブラウンシュヴァイク、カッセルの領邦郵便の責任者と郵便の接続について話し合うことを義務づけた。この決議は、現実的な妥協案ではあったが、あくまでも領邦郵便の完全な排除を目指すタクシス家は、領邦郵便の承認を前提としたこの決議を受け容れなかった。

しかしながらこの頃から皇帝および帝国郵便の態度に変化が現れる。六八年三月、帝国宮内法院は、北ドイツにおけるこうした混乱に対する方策として、二つの案を皇帝に上申した。³⁴一つは、これまで繰り返し行われてきたやり方で、皇帝使節を派遣して関係する帝国等族と交渉する案であり、もう一つは、ヒルデスハイムの決議を受け容れ、帝国郵便と帝国等族の間に協調関係を築くというものだった。皇帝は前者の案を採り、伝統的な立場を堅持する姿勢を見せたが、しかし郵便の現場ではすでに状況は先に進みつつあった。ハンブルクの帝国郵便の郵便局長ヨハン・バプティスタ・フリントツ (Johann Baptista Vrints) と同じくブレーメンの郵便局長ヨハン・ゲルハルト・フリントツ (Johann Gerhard Vrints) の兄弟が、六八年四月、彼らの独断で、カッセルの領邦郵便の郵便局長およびブラウンシュヴァイクの領邦郵便の郵便局長と交渉を始めたのである。³⁵その結果、フリントツ兄弟は六八年五月、ブラウンシュヴァイクの郵便局長と郵便協定を結ぶことに成功した。この協定は、会議開催地のローテンブルクの名を付けて、「ローテンブルク郵便協定」と呼ばれ、ハンブルクとフランクフルト路線における帝国郵便とブラウンシュヴァイク郵便の協力体制を具体的に取り決めている。

同じ六八年六月に、予定通り皇帝使節が派遣されたが、交渉はいずれもうまくゆかず、帝国宮内法院は一二月の段階で、使節派遣の失敗を認めざるを得なかった。ここにおいて帝国宮内法院は方針の転換を迫られることになる。すなわち、領邦郵便の廃止はもはや事実上不可能であり、問題は、領邦郵便をすでに存在している地域内だけに限定

するとともに、領邦郵便が活動する地域においても帝国郵便が活動することができ体制を築くことになった。そのためには帝国郵便と領邦郵便の間に協力体制を築くことが必要だった。しかし実際には、この帝国宮内法院の方針も困難だった。郵便物の紛失が相次いで起きている状況にあつて、「ローテンブルク郵便協定」は十分に機能せず、むしろ領邦、特にブラウンシュヴァイク・リューネブルクとヘッセン・カッセルにあつては、まず領内から帝国郵便を排除することが、混乱を收拾するために必要だった。こうした状況の中で、七一年に開催されたニードーザクセン・クライスの会議は、反帝国郵便政策の継続を決定した。これに対し帝国宮内法院は、帝国議会において皇帝の郵便政策に賛同する帝国等族の協力を得て、一気に問題の解決を図ることを企て、皇帝は帝国等族の動向の調査を使節に命じている。しかしながらこの当時の帝国議会は、対フランス問題で手一杯な状況にあり、郵便の問題を審議することができなかった。帝国議会での解決が困難な状況の中で、帝国郵便と領邦郵便は、一六九〇年以降、徐々に個別協定を結び、関係の改善を図ることになる。ここにおいて重要なことは、郵便レガリアの帰属の問題ではなく、郵便の確実な接続であり、現場における混乱の收拾だった。

註

- (1) H. Stephan, *Geschichte der preussischen Post von ihrem Ursprunge bis auf die Gegenwart*, Berlin 1859, S. 12.
- (2) E.-B. Köber, *Postverbindungen im jülich-klevischen Erbfolgestreit*, in: R. Prüve/ N. Winnige (Hrsg.), *Wissen ist Macht*, 2001, S. 23-31.

- (3) J. Kunder, Kommunikation als Instrument der Durchsetzung von Herrschaftsinteressen. Die Post in Brandenburg-Preußen 1646-1713, in: R. Pröve/ N. Winnige (Hrsg.), Wissen ist Macht, 2001, S. 35f. (以下「Kunder」).
- (4) A. Gallisch, Die Einführung der Staatspost in Kurbrandenburg, in: Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands, 7 (1958), S. 217f. (以下「Gallisch」); F. A. Meyer, Die Besetzung der übertheinischen (preussischen) Posten durch Thurn und Taxis und ihre Vorgeschichte, in: Rheinische Vierteljahrsblätter, 24 (1959), S. 78ff. (以下「Meyer」).
- (5) この交渉の経緯についてガリツチは、選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムの独特の政治スタイルに触れている。ガリツチに拠れば、選帝侯は、レガリーア問題でタクシスが難色を示し、この交渉が不首尾に終わることを最初から計算に入れ、わざと帝国郵便を受け入れる姿勢を示し、帝国郵便の側の不寛容が、この計画の失敗の原因であることを皇帝に意識的にアピールしようとしたという。すでに郵便路線を敷設していた選帝侯にとって、この交渉は一種の政治的アピールに過ぎず、その決裂も国営郵便の設立のために事前に計算されたことだった。Gallisch, S. 218.
- (6) Gallisch, S. 219-228.
- (7) ノイマンは、一六五〇年に解任されている。マティアスは、選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムに Kammerregistrator として仕え、郵便の設立に携わり、長い間、ブランデンブルク郵便の設立者とみなされていた人物である。一六五二年以降、ブランデンブルク郵便の実務担当者として、郵便行政全般を担当した。W. Behringer, Im Zeichen des Merkur: Reichspost und Kommunikationsrevolution in der Frühen Neuzeit, Göttingen 2003, S. 245 (以下「W. Behringer, Im Zeichen des Merkur」); Meyer, S. 80.
- (8) Urkunden-Regesten, Nr. 289. 上の訓令が、オーバーザクセン・ニーダーザクセン・ヴェストファーレンのニクライスにおける帝国郵便の活動に言及していることからみて、この訓令自体、そもそもブランデンブルクの領邦郵便を意識したものと考えることができる。
- (9) ベルンハルズに拠れば、帝国郵便のこの敷設計画に対して、一六五一年五月六日にニーダーザクセンとオーバーザクセンの諸侯らが、この路線の敷設計画は帝国議會で審議されるべきと、そして関係諸侯の同意なしに計画が実行されるべきでないと宣言したと述べている。H. Bernhards, Zur Entwicklung des Postwesens in Braunschweig-Lüneburg, vornemlich der jüngeren Linie Calenberg-Celle, in: Zeitschrift des Historischen Vereins für Niedersachsen, 77 (1912), S. 22. (以下「Bernhards」).
- (10) Kunder, S. 42. また、タクシスとの間で一六五一年以降たびたび書簡が送られており、両者の間で交渉が不断に行われていたことが分かる。H. Stephan, Geschichte der preussischen Post von ihrem Ursprunge bis auf die Gegenwart, Berlin 1859, S. 42 (以下「Stephan」); W. Behringer, Im Zeichen des Merkur, S. 246.
- (11) M. Krauß, Das kursächsische Postrecht von seinen Anfängen bis zum Ende des Alten Reichs, Frankfurt am Main 1998, S. 36. (以下「Krauß」).
- (12) 皇帝は、帝国宮内法院によって提案されたブランデンブルク選帝侯との交渉に同意したが、帝国議會において実際に郵便の問題は討論されていない。Kalmus, S. 256f. この一六五三〜五四年のレーゲンスブルクの帝国議會に関しては、A. Müller, Der Regensburger Reichstag von 1653/54. Eine Studie zur Entwicklung des Alten Reiches nach dem Westfälischen Frieden, Frankfurt am Main 1992 参照。
- (13) 選帝侯は国王選挙の問題において、永久選挙協約の問題とも関連して、伝統的な権利を維持するために、基本的には、皇帝に協力する姿勢を見せた。フェルディナント四世の国王選挙については、A. Gernershausen, Die Wahl Ferdinands IV. nebst einer Übersicht über die Geschichte der römischen Königswahlen seit Einsetzung der Gold. Bulle, Celle 1901 参照。
- (14) パール家とは既に長く対立の関係にあったが、帝国宮廷郵便長官職をめぐる争いは、一六五二年にパール家が伯身分に昇格し、この

- 職の授封を皇帝に願ひ出たことに始まる。再三にわたるタクシス家の反対にもかかわらず、一六五六年十一月、皇帝はバール家に帝国宮廷郵便長官職を授封した。Kalmus, S. 257f.
- (15) レーゲンスブルクへの路線は週二便運行され、日数も従来の九一〇日から五日へとほぼ半減した。Stephan, S. 34f.
- (16) Krauß, S. 55f.; G. Schäfer, *Geschichte des sächsischen Postwesens von Ursprung bis zum Übergang in die Verwaltung des Norddeutschen Bundes*, Dresden 1879, S. 96-98.
- (17) オーストリア宮廷郵便と帝国郵便が対立する場合、皇帝はそのレガリーアに基づいて処理すべきことが、一六四一年の帝国議会において最終決定に盛り込まれている(九三条)。この両者の対立に関する規定は、この選挙協約に見られた文面が、これ以降の選挙協約においても繰り返されることになる。R. Schwarz, *Die Entwicklung der deutschen Post*, Berlin 1931, S. 65; W. Behringer, *Im Zeichen des Merkur*, S. 238f.; H. Hellmuth, *Der Kampf des Kaisers mit Ständen des Deutschen Reichs um das Postregal im siebzehnten und achtzehnten Jahrhundert*, in: *Archiv für Post und Telegraphie*, 54 (1926) S. 242; J. J. Moser, *Teutsches Staatsrecht*, Teil 5, Neudruck des Ausgabe 1737-1754, Osnabrück 1968, S. 97ff. (以下 Moser).
- (18) このヒルデスハイム会談について、多くの研究者が言及しているものの、史料的な裏付けに乏しい。カルムスは、一九三七年のその著書で、この時期にスウェーデンとブランデンブルクは交戦状態(北方戦争)にあり、両者が同じテューブルに着いたとは考えられないとして、この情報は事実ではないとしていっている。Kalmus, *Weltgeschichte der Post. Mit besonderer Berücksichtigung des deutschen Sprachgebietes*, Wien 1937, S. 259 (以下 Kalmus)。しかしその後も多くの研究者によってこの会談は言及されており、二〇〇一年のクンドラーの論文でも触れられている。Kundler, S. 43。会談の実際の有無は別として、帝国郵便がこうした情報を利用して、皇帝や帝国宮内法院への援助要請を強めたと考えられることはできる。この後、皇帝が書簡を送った諸侯は、スウェーデンを除くこの会談出席者と一致している。また、ザクセン選帝侯が、この時期の交渉から抜けていることは注目される。ザクセンではこの時期も領邦郵便の体制が着々と整備されつつあり、六一年四月には、郵便条令が發布されている。この中で、領邦郵便は領邦君主のレガリーアであることが述べられるとともに、ライプツィヒの郵便局長のミュールバッハに選帝侯領全体の郵便の監督権を与えている。
- (19) Moser, S. 101f.; Kalmus, S. 260.
- (20) Moser, S. 102-106; Stephan, S. 43-46.
- (21) Moser, S. 106; Kundler, S. 43; Stephan, S. 46f.
- (22) この時点でブランデンブルクの領邦郵便が皇帝に承認されたと評価する見解が従来から存在している。代表的なものとしては、Kundler, S. 43f. クンドラーは、この書簡のすぐ後に、オーストリア宮廷郵便とブランデンブルクの間で、ベルリン〜ウィーン路線についての交渉が行われていることを指摘し、この時点で皇帝がブランデンブルクの領邦郵便を承認したと評価している。しかしながらこの書簡の文面およびこの後さらに一六六六年までまだしばらく両者の間で交渉が行われていることから、この書簡によって、皇帝がブランデンブルク郵便を認めたとする評価は再検討されるべきであろう。
- (23) Stephan, S. 47.
- (24) 選帝侯の書簡のこのふしつけとも言える表現は、当時センセーションを大いに巻き起こした。Stephan, S. 47f.; Kalmus, S. 261.
- (25) Kalmus, S. 264. また帝国宮内法院は、帝国郵便への苦情が絶えない原因の一つとして、帝国郵便にも問題があることを認識していた。特に高額な郵便料金の問題が重要だった。
- (26) 使節の派遣に対して、マインツ選帝侯の同意を必要としたが、当時ライン同盟が結成されている情勢の中で、マインツ選帝侯からの

同意が遅れたことが、派遣の遅れの原因である。皇帝使節として派遣されたのは、Feldmarschall Jost Maximilian von Gronsfieldである。Kalmus, S. 264-269.

(27) Stephan, S. 49.

(28) Kalmus, S. 273.

(29) Stephan, S. 49f.; Kalmus, S. 274.

(30) Stephan, S. 50; Kalmus, S. 274; W. Behringer, Im Zeichen des Merkur, S. 250.

(31) Urkunden-Regesten, Nr. 452. この時期は特に、ライン下流域の西部諸邦からオランダ方面への郵便路線のために、ブランデンブルクと帝国郵便が提携した点に特色がある。

(32) Kalmus, S. 275.

(33) Kalmus, S. 276.

(34) ハンブルクあるいはブレーメンからツェレあるいはブラウンシュヴァイクまでは、帝国郵便が担当し、そこからカッセルまでは、ブラウンシュヴァイクの郵便局長のダイクマンが担当することとされた。一方、カッセルの郵便局長ベディッカーとの交渉は不首尾に終わった。Kalmus, S. 277f.

おわりに

一七世紀前半から末までの郵便レガリーアをめぐる問題から、以下の五点を指摘することができる。

一つは、郵便レガリーアの帰属の問題が、法的に未決着な状態で、帝国郵便と領邦郵便の間で個別に協定が結ばれ、両者併存の形で郵便事業が営まれたことである。一七世紀前半の領邦郵便誕生後およそ百

年の間は、帝国郵便と領邦郵便はその管轄をめぐって争ったが、最終的には個別的な協定の締結を通じて、両者の協力体制のもとで郵便事業が展開されることになった。この間、郵便レガリーアをめぐる、皇帝と帝国等族の間でさまざまな場面で議論が展開されたが決着せず、法的解釈と実態が乖離することになった。その際、法的解決が断念されたわけではなかった。しかしその解決とは別に郵便事業は展開し、帝国郵便も領邦郵便も互いの存在を認め、協力する道を歩むことになった。一七世紀半ば以降、郵便は大いに発展し、通信・運輸の基幹となるとともに、「コミュニケーション革命」の原動機として、新聞・雑誌・旅行・金融等の発展を支えたのだった。^① 郵便の事例から言えることは、結局、郵便レガリーアをめぐる交渉は、その時々々の皇帝と帝国等族の利害関係や情勢に左右され、その法的根拠は確かに問題になるものの、しかしそれを最終的に決定することはできなかったということである。

二つめは、郵便レガリーアをめぐる問題が、さまざまな手段や場面(書簡・使節・帝国議会・帝国宮内法院・帝国代表者会議・クライス会議)で交渉されたことである。これらはこの当時の皇帝と帝国等族の交渉の実際の場面を具体的に示している。

三つめは、帝国等族はこうした交渉に当たり、利害を共有する者たちで共同行動し、その際クライスがその舞台として活用されたことである。しかし皇帝の承認を得た後のブランデンブルク選帝侯の例が示すように、帝国等族の利害は多様でかつ変化し、共同行動の組み合わせもその時々状況によって異なっている。

四つめは、皇帝の影響力である。皇帝がブランデンブルクの領邦郵便を承認したことにより、ブランデンブルク選帝侯の郵便政策は変化した、また帝国郵便のブランデンブルク領邦郵便に対する姿勢も軟化した。このことは、「皇帝の承認」という行為が、政治的に重みを持っていたことを示していると考えることができる。

五つめは、帝国議会の審議能力である。一六七〇年以降、帝国議會は対フランス問題に翻弄され、これ以外の問題を処理することができない状況に置かれた。一七世紀末以降の帝国議會が帝国内のさまざまな問題を審議、調整する機関として実際にどの程度機能したのか、改めて具体的に検討する必要があるように思われる。

このように郵便レガリアは、法的には決着しないまま帝国郵便と領邦郵便が併存することになった。領邦郵便は一八世紀の初めにそのほとんどが国営化され、国庫に大きな収入をもたらした、絶対主義的な国家運営の財政的な柱の一つとなった。しかし、本稿では具体的には触れることはできなかったが、領邦郵便を持つことのできた領邦は、全体から見れば僅かだった。領邦郵便が存在しない地域では帝国郵便が活動しており、ドイツ全体から見れば、帝国郵便の活動範囲は広がった。この帝国郵便が、多くの領邦郵便の事例とは異なり、国営化されず最後までタクシス家に帝国レーエンとして与えられていたことは興味深い。近世ドイツにあつては、有力領邦は自前の国営郵便組織を持ち、帝国郵便と協定を結ぶ一方、他の多くの領邦は帝国郵便を受け容れていた。近世ドイツにおいて、支配権のあり方を問題にする場合、法的規定のみならずその実態をあわせて考察する必要があるこ

註

と、皇帝権は依然として影響力を発揮していること、そして領邦の利害は多様であることを念頭に置くことが必要である。本稿は、こうした基本的な事柄の再確認にとどまるのである。

- (1) W. Behringer, *Die Welt in einen anderen Model gegossen. Das führende Postwesen als Motor der Kommunikationsrevolution*, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 7/8 (2002).